

印旛沼南部地域における後期弥生集落の一形態

— 八千代市権現後・ヲサル山遺跡の分析 —

藤岡孝司

目 次

1. はじめに	161
2. 遺跡の占める位置	161
3. 土器の様相	163
4. 共伴関係と編年的位置	171
5. 集落の変遷	176
6. ま と め	180
7. おわりに	181

1. はじめに

弥生時代後期には南関東各地域において小文化圏が成立したことは周知のとおりである。印旛沼南部地域を中心とした地域にも所謂「印旛・手賀沼系式土器(以後「印手式」とする)文化」が存在するが、その実体は徐々に解明されつつはあるものの、今だに不鮮明と言わざるを得ない。

1970年代には資料の増加に伴って当地方の弥生時代後期土器の様相が盛んに論じられ、そうした中であって「臼井南式」^(註1)あるいは「印手式」^(註2)が提唱されるに至った。また、1970年代最後には当該期の土器を出土する遺跡としては当時最大級とも言える江原台遺跡の調査報告が公表され、土器様相の細部にわたる分析が行われた。それからしばらくの間、資料的にも低迷な時期であったと言えるが、大崎台遺跡^(註4)、平賀遺跡群^(註5)、あじき台遺跡^(註6)、権現後遺跡^(註7)などの調査によりしだいに新資料が加えられるようになった。そこで最近、発生論、終末論を中心として再び当地方の弥生文化の研究が盛んになってきたようである。しかしながら、印手式の細分の可能性は各研究者間でほぼ一致しているものの、なお混沌とした状況であり、具体案の提示は成されていないのが現状である。

現在、土器を集落から切り離して単に並べるといった作業が横行している感があるが、まず各遺跡の集落を通しての土器様相を検討し、周辺地域との比較検討を行っていく必要がある。こうした基礎作業を基にして印手式を考えていかななくてはならないと考えている。

従って、ここでは印手式解明の基礎的作業として、江原台遺跡を凌ぐ集落規模を有する八千代市権現後遺跡^(註8)、ヲサル山遺跡を取り上げて分析し、当地方の弥生後期文化の解明に迫りたい。

2. 遺跡の占める位置

権現後、ヲサル山遺跡は印旛沼南西部に所在し、印旛沼より注ぐ新川を望む舌状台地の南半部に位置している。遺跡南側には谷津が東西方向にのびており、さらに西側は樹枝状に北方向にのびる小支谷によって区切られている。当該期の集落は新川及びこれらの谷津に面して展開しており、台地縁辺部に立地する状況が看取できる。権現後遺跡とヲサル山遺跡は南側に開口する小支谷によって区分されているが、同一台地上に位置しており、集落構成上からも関連性が指摘できる。このことより、今回は同一集落として扱って論を進めていくつもりである。

両遺跡では明らかに南関東地方の土器編年に当てはまる、所謂久ヶ原・弥生町式^(註9)に比定されるものと、当地方独自の印手式が混在する状況が認められる。このような状況は従来からもしばしば指摘されており^(註10)、これによって印手式の編年観が成立していると言っても過言ではない。しかしながら、他遺跡での状況を見るとあくまで印手式が主体を成すものであり、久ヶ原・弥

生町式はむしろ混入といった状況で、しかも久ヶ原・弥生町式として捉えること自体に疑問が持たれる例も少なくないようである。

例えば、胴部に輪積痕を残し無文のタイプの甕形土器の捉え方である。1個体のまったく同一の土器に対して一方では久ヶ原・弥生町式に、一方では印手式に捉えている。これは「臼井南式を補足規定すると、南関東の影響が強い甕系統の輪積成形痕をもつ土器、北関東の影響が強い壺系統の複合縁主体の装飾的色彩の強い土器、この二者をもって「臼井南式」と考える。問題となるのは、「長岡式」「久ヶ原式」と思われる土器であるが、土器ひとつをとってみれば、そうであろうが、同じ住居址から伴出したものならば、ひとつの類型として捉え、「臼井南式」の範疇とした。「文化」「土器文化」を考えるならば、その方が妥当性を帯びていると考える。」^(註12)という考え方に則した捉え方であろうが、疑問を感じる。あくまでも久ヶ原・弥生町式は久ヶ原・弥生町式であって印手式ではなく、また印手式は印手式であって久ヶ原・弥生町式ではないのである。やはりここでは、搬入遺物であるのか、あるいは印手式に比定されるべき遺物であるのか明確にしておく必要があり、少なくとも1個体の土器に対して2型式を与えてはならない。

このように、従属的であるにしろ久ヶ原・弥生町式が印手式と混在しているがために混乱を招いている事実は否定できない。しかしながら、権現後、ヲサル山遺跡では明らかに南関東系土器によって成立している住居群と印手式によって成立している住居群があり、両者を比較検討していくことによって先の問題が少しでも解明されていくものと考えている。

また、前節でも簡単に述べたが、土器のみ孤立させて印手式を考えるのではなく、あくまでその土器の帰属する集落到に立脚する形で考えていくことが現在必要であろう。「型式学的研究方法の中で組列の検証、そして型式群としての様式の中で、土器様相を捉えるべく、住居址内の一括遺物に房して論ずるべきである」^(註13)との指摘は誠に当を得た意見として尊重できる。

また、両遺跡は古墳時代初頭、五領式期に比定される集落も検出しており、住居跡覆土中における弥生式土器との混在状況、あるいは立地を含む集落構造などから、弥生時代と古墳時代との間に空白時期は認められず、連続的な変遷が考えられる。従って、弥生時代最終末期に至るまでの土器様相、ひいては集落構造を確認することができ、古墳出現前夜の集落の様相を追求できるものと言えよう。

このように、

- ① 大集落を形成している。
- ② 久ヶ原・弥生町式と印手式のまさに混在、合体遺跡である。
- ③ 五領式期へ連続的に変遷する。

などの要素を有する権現後、ヲサル山遺跡の分析は、印旛沼南部地域における弥生時代後期文化の様相を解明するために極めて重要な位置を占めるものとなり得ることを確信する。

3. 土器の様相

(1) 器種分類における問題点

一般に、印手式は甕形土器主体の文化であると言われているが、便宜的な類型区分によることが大半である。これは土器を機能的な面から捉えることが著しく困難であることに他ならず、^(註14)すでに指摘されているとおりである。

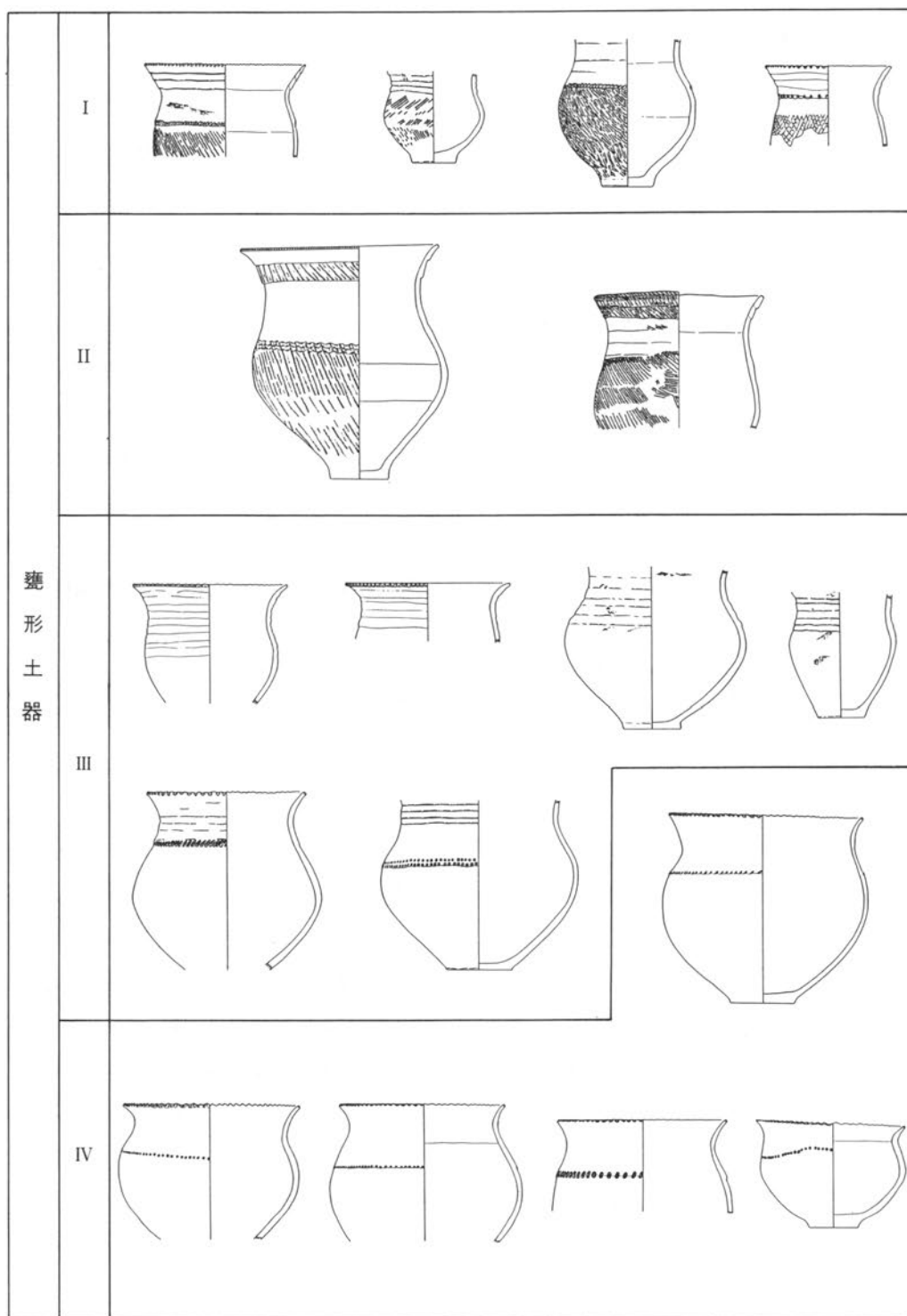
器形的側面からみれば甕形土器が他を凌駕する勢いにあるが、この点に着目して器形からみる甕形土器の中に、機能的側面における甕と壺の二系統の土器が存在することも考えられている。^(註15)甕系統とされるものは輪積成形痕主体の簡素な文様構成を持つタイプであり、壺系統とされるものは複合口縁主体で文様構成に装飾的要素が加わるタイプである。器形的側面からみる壺形土器が極端に少ない現状において、この想定は可能であるかも知れない。ところが、今回の資料を見る限りにおいては壺系統とされる土器についてもススの付着等二次焼成の痕跡が認められ、少なくとも煮沸機能としての側面を見い出すことができる。

また、従来印手式が甕形土器主体であるが故に、甕形土器の分析に関してはかなり積極的に行われているが、他器種に関してはむしろ無関心に近い状況であったようである。しかしながら、型式として成立するためには器種設定も重要な要素であり、また甕形土器以外の器種の中にも印手式解明のための重要な手がかりが含まれていると考えられる。甕形土器に比べて資料的に限定されることは歪めないが、各器種についての分析により総合的に検討していく必要があるだろう。

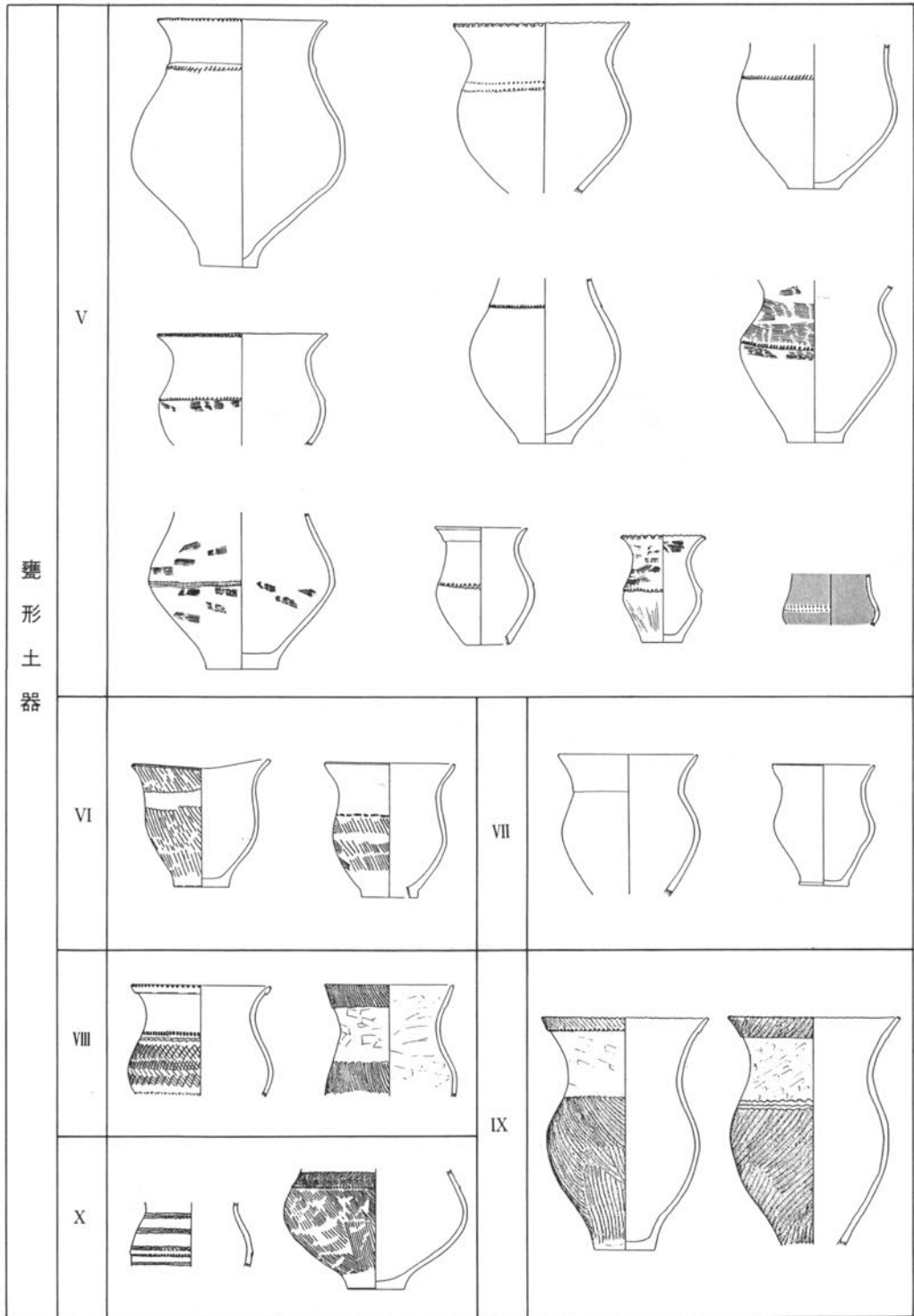
印手式は、南関東的要素と北関東的要素の両者が合体して成立したものであることは各研究者間ですでに一致しているところであるが、それ故に問題は複雑化し、印手式解明にも支障を来していると言える。それは前節でも述べたように、印手式と久ヶ原・弥生町式、長岡式が混乱されがちであるということである。印手式の一要素と成り得るものなのか、あるいは搬入品であるのかを見極めることは、印手式と他型式との混在地域においては特に困難なことであるかも知れない。しかしながら、印手式解明のためには重要なことであると考えられる。特に、先にも挙げたように、「臼井南式を補足規定すると、……(中略)……「文化」「土器文化」を考えるならば、その方が妥当性を帯びていると考える。」とする捉え方は避けなくてはならず、また甕形土器に対する捉え方と壺形土器に対する捉え方が正合しない状況が見られること自体矛盾である。

(2) 器種分類

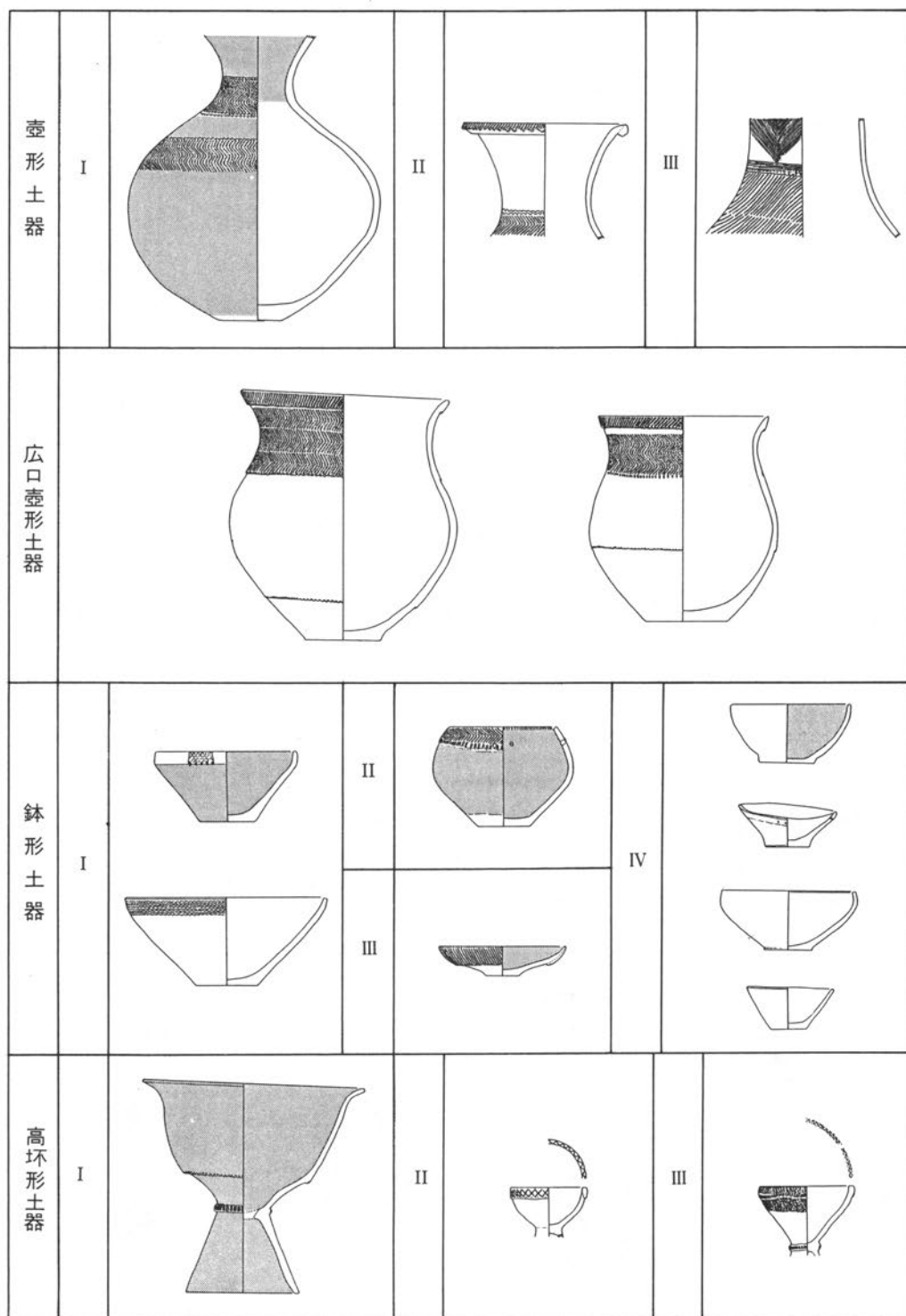
前述したように、機能的分類は困難であるため、ここでは形態的分類に従いたい。また、型



第1図 後期弥生式土器の形態分類(1)



第2図 後期弥生式土器の形態分類(2)



第3図 後期弥生式土器の形態分類(3)

式による分類は次の段階での課題とし、まずは両遺跡出土土器を総合的に分類することとした。これによって、型式混在地域における混乱を少しでも解消していけるものとするからである。

器種としては、甕、壺、広口壺、鉢、高坏形土器がある。以下、分類基準を示しておく。

(甕形土器)

- I類 口辺部に輪積痕を数段残し、胴部に多条縄文ないしは附加条縄文を施すもの。口唇部は指頭または縄文原体による押圧により、波状を呈する。
- II類 口縁部に輪積痕を2段残し、口縁部及び胴部に附加条縄文を施すもの。口縁部は輪積痕というよりもむしろ二重複合口縁とでも呼んだ方が適切であろうか。なお、口唇部には(附加条?)縄文を施す。
- III類 口辺部に輪積痕を数段残すもの。口唇部は指頭押圧により波状を呈する。なお、器形はV類に類似する。
- a種 輪積痕を口縁～胴上半部まで残し、無文のもの。
- b種 輪積痕は口縁部及び頸部の一部までとし、その最下端部に縄文原体の圧痕文あるいは竹管状工具による刺突文を施すもの。
- IV類 胴上半部に1段の輪積痕を残すもので、胴部は球状を呈する。口縁部は指頭により波状を呈し、輪積痕下端部には竹管状工具による刺突文あるいは縄文原体による圧痕文を施す。なお、輪積痕は残さず、刺突文のみ施されるものもこれに含める。
- V類 文様構成等基本的にはIV類と同じだが、胴部は球状を呈さず、胴中央部が三角状に脹むもの。
- VI類 輪積痕は残さず、胴部に多条縄文あるいは附加条縄文を施すもの。
- VII類 輪積痕は基本的には残さず、口縁～胴部まですべて無文のもの。
- VIII類 複合口縁を呈し、胴部に附加条縄文を施すもの。最大径を胴部に有する。
- IX類 複合口縁を呈し、口縁部及び胴部に附加条縄文を施すもの。最大径を口縁部に有する。
- X類 その他、上記に含まれないものを一括する。羽状縄文と多条縄文により構成されるもの、S字状結節文によってのみ構成されるもの、胴部ヘラケズリされるものなどがある。

(壺形土器)

- I類 頸部及び胴部がS字状結節文により区画された羽状縄文により構成されるもの。
- II類 I類に類似するが、附加条縄文が羽状に構成されるもの。
- III類 頸部は櫛描文により構成され、胴部には附加条縄文を施すもの。
- IV類 その他、上記に含まれないものを一括する。複合口縁を呈し無文なもの、頸部に附加条縄文を施すものなどがある。

(広口壺形土器)

類型は1類のみである。複合口縁を呈し、輪積痕を胴上半部及び胴下半部にそれぞれ1段残す。口縁～頸部にかけては羽状縄文を施し、輪積痕下端部には竹管状工具による刺突文あるいは縄文原体による圧痕文を施す。

(鉢形土器)

I類 体部が大きく直線的に開くもので、口縁部にS字状結節文ないしは網目様捺糸文を施すもの。

II類 体部は内彎して立ち上がり、口縁部に羽状縄文を施すもの。

III類 浅鉢で、壺形土器の口縁部に類似する器形を呈するもの。複合口縁を呈し、附加条縄文を施す。

IV類 無文のものを一括する。体部が内彎して立ち上がるタイプと、直線的に立ち上がるタイプがある。

(高坏形土器)

I類 大形品で、坏部はやや内彎して立ち上がり、口縁部は水平に外反するもの。

II類 坏部が碗状を呈するもの。複合口縁を呈し、網目様捺糸文を施すものもある。

III類 II類と対照的に坏部が直線的に外反するもの。複合口縁を呈し、附加条縄文を施す。

以上、甕形土器10類、壺形土器4類、広口壺形土器1類、鉢形土器4類、高坏形土器3類に分類した。分類は器形、文様構成等総合的に判断し行ったが、これは後述するところである型式比定をより細かく見ていこうとするためである。なお、小破片の土器の中には、特に文様構成においてこの分類基準に当てはまらないものも見出せるが、^(註16)依存状況から分類の対照し得るほどの資料ではないため、今回は割愛せざるを得なかった。

それではここで、土器様相の概観について整理しておく。

甕形土器については、文様構成上輪積痕によってのみ構成されるタイプ(III、IV、V類)と多条縄文あるいは附加条縄文が加えられるタイプ(I、II、VI、VIII、IX類)に大別できる。この2者を2系列として捉えるべきか、あるいは1系列として時間差をもって捉えるべきかは、重要な問題である。また、器形的には胴が張り全体にやや長形を呈するタイプ(I、II、III、V、VI、VII、VIII、IX類)と球胴で全体に球形を呈するタイプ(IV類)に大別できる。系譜の問題にも関わり、形式的な差として捉えることが可能と考えている。また、大半の土器は口唇部が指頭、縄文原体、棒状工具の圧痕により波状を呈するか、または縄文(附加条縄文を含む)の施文が認められる。前者の認められるものはI、III、IV、V、VIII、IX類であり、後者の認められるものはII、VI、VIII、IX類である。当遺跡を見る限りにおいては、両者の間に時間的な差

は認められないようである。なお、VII類については口唇部は平坦であり、施文も認められないが、本来全体に無文であり、飾ろうとする意識のないものである故であろう。

壺形土器については、やはり従来から言われているように量的に少ない上、概要を知り得るものも少ないため、資料的にかなり限定されてくる。しかしながら、今回の資料の中には十分に注目できる資料もあり、見逃せないものである。特にI、II類については、器形、文様構成の点からはほとんど差異が見い出せないが、文様自体が異なっており、縄文が附加条であるか否かの違いである。この違いの意味するところは極めて重要であり、系譜、型式認定に多大な影響を与える要素である。

広口壺形土器は完形品で2例出土しており、器形、文様構成などほとんど同一の資料である。

鉢形土器については、文様を有するタイプ（I、II、III類）と無文のタイプ（IV類）に大別できるが、前者についてはいずれも口縁部にのみ文様を施している。また、III類についてはむしろ皿形とも言うべき器形を呈しており、他に類例を知らない。複合口縁を呈していることなど、器形的にも文様のにもまさに壺形土器を模したものと理解できよう。

高坏形土器はいずれも坏部の深いもので、大形品（I類）と小形品（II、III類）に大別できる。前者については中部高地・北関東地方からの影響を受けたもので、荒川下流域から東京湾西岸を中心として相模湾岸まで分布するものである。^(註17) 後者については複合口縁を呈し、口縁部には文様を施している。なお、欠損するものも多く、坏部と脚部の接合部破片、あるいは脚部破片なども多く見られる。坏部と脚部の接合部には凸帯が巡るものが多く、また脚端部は複合形態を呈するものが多いことから、このタイプが主流を占めていると考えられるが、いずれにしても量的に少ない状況であることから他遺跡の状況と併せて考える必要があろう。

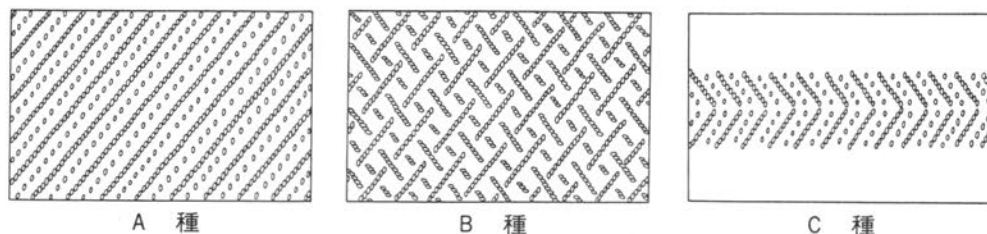
(3) 附加条縄文の分析

附加条縄文は器面の状態あるいは軸縄・附加縄の状態などにより、識別し難いことが往々にしてある。従って、附加されたものであるか否かは時として慎重な観察が必要となる。現在までに報告された遺物に関しても、実見あるいは拓影図、写真などを見る限りにおいて誤認の可能性があるものも少なからず存在しているのも事実である。^(註18)

かつて、田村言行氏が縄文原体の分析を通して南関東及び北関東地方との比較を試み、多大なる成果を挙げた。^(註19) これは主として縄文原体によるものであるが、今回はやや視点を変え、縄文原体と同時に文様構成あるいは器種による違いなどにより、系譜の問題を含めた印手式の土器様相を探ってみたい。従って、ここでは細部にわたる縄文原体の復元までは試みていない。

附加条縄文は以下の3種に分類することができた。^(註20)

A種 附加する縄を軸縄の条間に撚り込むもの。



第4図 附加条縄文模式図

B種 軸縄に附加する縄を交差して絡め、網目様を呈するもの。網目様附加条縄文と呼べるものである。

C種 基本的にはA種と同様だが、羽状構成をとるもの。羽状附加条縄文と呼べるものである。

A種としたものは、当地方において最も普遍的に認められるもので、今回の資料においても他種を凌駕するものである。南関東の久ヶ原・弥生町式には見られず、北関東の長岡式あたりにさかんに用いられる縄文で、北関東に系譜を求めることができよう。以前に印手式を称して北関東系土器とした所以でもある縄文である。甕形土器Ⅰ、Ⅱ、Ⅵ、Ⅷ、Ⅸ類、壺形土器Ⅲ類、鉢形土器Ⅲ類に見られる。甕形土器に主体的に認められる類であり、時期を越えて印手式全般に広く採用された縄文ということができよう。

B種としたものは、今後十分に注意していく必要がある類である。現在のところ報告された例はなく、権現後、ヲサル山遺跡が初見ということになるが、久ヶ原・弥生町式に見られる棒軸による網目様捺糸文(註21)に誤認している可能性も指摘できる。他遺跡における検討を充分に行っていない現段階では指摘するに留めざるを得ないが、例えば江原台遺跡110号住の高坏形土器11062は拓影図を見る限りにおいて本類に属するものと考えられる。いずれにしても、A種に比べると明らかに従属的なあり方を呈していると言えよう。甕形土器Ⅰ、Ⅷ類、壺形土器Ⅳ類、高坏形土器Ⅲ類の他、小破片のため類型区分し得ないが鉢形土器にも見られる。量的な問題を考慮すると、甕形土器においてはむしろ稀な状況であり、壺、高坏、鉢形土器において積極的に持たれる類と言うことができよう。これはA種と大きく異なる点であり、注意すべき特徴でもある。北関東的手法である附加条縄文に南関東的手法である網目様を採用した類であると言え、壺、高坏、鉢形土器については器形的にも文様構成的にもむしろ南関東の影響が強いものとして捉えることができると考える。今後、本類については分布の問題を含め検討していく必要があろう。

C種はA種が羽状構成を成すものであるが、文様構成上さらに2つに分類することができる。1つは甕形土器に見られるように全面にわたって連続的に施文されるもので、これをC₁種とす

る。1つは壺形土器に見られるように器面の一部に1、2列施文され、しかも1列が比較的幅狭いもので、これをC₂種とする。今回C₁種に相当するものは胴上半部を欠損する甕形土器1例のみであるが、胎土などから搬入品と考えられ、茨城県長峯遺跡^(註22)に類例を求めることができる。C₂種に相当するものは、壺形土器II類の他、小破片で類型区分をし得ないが鉢形土器にも見られる。器種あるいは文様構成を見る限りにおいて、明らかに南関東系の土器を意識したものであり、縄文原体の種別を除けばまったく同一と言っても過言ではない。従って、C₂種は南関東の壺形土器などによく見られる非附加の羽状縄文に代って取り入れられた所産であると捉えておきたい。C₁種とC₂種とは同系統を辿れるものではなく、まったく異なる系譜の基に成立したものであろう。

4. 共伴関係と編年的位置

先の分類に基づく共伴関係の把握は、編年的位置を検討する上においても最も重要な作業の1つである。その際注意すべきことは一括資料であるか否か、すなわち混入品であるか否かを正確に見極めることである。この扱い方如何によっては、時としてまったく逆の結論が出ることも有りうるからである。この点に関して権現後、ヲサル山遺跡においては、調査時に遺物の全点ドットィングを原則としており、層位的資料は整っていると考えてよい。しかしながら、出土層位が異なる場合の共伴関係がまったく成り得ないとも言えないことは、異なる層位間での遺物の接合資料の存在によっても実証できる。

従って、共伴関係を追求する場合には十分に注意する必要があることは言うまでもないが、これにのみ頼ることに不安が残り、また全体に遺物出土量自体が少ない状況でもあることから、型式学的所見あるいは土器が帰属する集落形成のあり方なども十分に考慮して検討していきたいと考えている。

また、権現後、ヲサル山遺跡は当該期における住居跡間の切り合いは皆無であるが、住居跡相互の位置関係から到底同時存在はあり得ないと考えられる例が認められることから、すべてが一時期の所産ではないことは明白である。しかしながら、最も確実に新旧関係を捉えることができる住居跡間の切り合いがないため、共伴関係の検討によるだけでは不十分である。従って、ここでは連続的に後続する五領式土器の混入の有無も参考にしていきたい。田村言行氏の言葉を借れば、「五領式土器を混入している住居址が、各遺跡ごとに弥生時代の集落の中で、最も新しい時期を示すということである。単一時期の集落の場合は別として、江原台のように二時期、あるいは三時期に分けられる可能性のある大きい集落規模の遺跡では、五領式土器の混入する住居址を新しい段階に位置づけることも、住居址相互の新旧関係を見極める指標のひ

扱って差し支えないと考える。

甕形土器Ⅲ類はⅤ類と共伴し、セット関係の上では壺形土器Ⅱ類、鉢形土器Ⅲ類と共伴する。さらに甕形土器Ⅴ類は甕形土器Ⅵ類、壺形土器Ⅲ類と共伴する。これらを伴う遺構は決して多くなく、一括して一時期として扱うが、甕形土器Ⅲ類とⅥ類の間に直接の共伴関係は認められず、若干の時期差が存在する可能性もあろう。なお、甕形土器Ⅴ類に伴って壺形土器Ⅰ類も認められるが、この唯一例の壺形土器は器面の摩耗が著しく、壺形土器Ⅱ類に比定される可能性もあることから、今回は検討の対象からはずしておきたい。なお、一部の遺構において、五領式土器の混入が認められる。

甕形土器Ⅶ類はⅩ類と共伴し、セット関係の上では壺形土器Ⅳ類、鉢形土器Ⅰ、Ⅳ類、高坏形土器Ⅱ類と共伴する。また、直接的な共伴関係は認められないものの、集落構成上からの検討にもより、甕形土器Ⅷ類、鉢形土器Ⅱ類、高坏形土器Ⅲ類もこれらと共伴するものとして捉えて差し支えなからう。なお、この段階に属する全遺構を通じて、五領式土器の混入がかなり多く認められる。

以上挙げてきたものについては、相互に変遷が捉えられ、器形、文様構成などにより印手式と考えられよう。

次に甕形土器Ⅳ類であるが、他とまったく異なった様相が認められる。焼失家屋の存在によりセット関係は極めて良好に捉えることができ、壺形土器Ⅰ、Ⅳ類、広口壺形土器、鉢形土器Ⅳ類が共伴する。器形的にも他と一線を画するものであり、全器種を通じて附加条縄文はいっさい認められない。なお、五領式土器の混入が認められる。広口壺形土器、高坏形土器は明らかに南関東久ヶ原・弥生町式に当てはまるものである。また、甕形土器Ⅳ類については先に印手式とした甕形土器Ⅴ類との関係において、今回最も問題となる点であろう。個々の遺物を見た場合、器形的にも明確に分類できるものも少なくないが、中にはどちらに区分し得るか曖昧なものも見られる。胎土からの検討も極めて困難な状況であるが、共伴遺物の様相にも隔絶した違いが認められ、別系統として扱う必要があると考える。すなわち、Ⅳ類は南関東久ヶ原・弥生町式に、Ⅴ類は印手式に捉えている。従って、この甕形土器Ⅳ類を中心とする共伴資料は、いずれも久ヶ原・弥生町式として考えられるものである。

甕形土器Ⅸ類に関しては共伴資料は不明と言わざるを得ないが、他類型とは胎土及び造りにおいて顕著な違いが認められる。搬入品と考えられ、茨城県地方に見られる長岡式として捉えておきたい。^(註24)

さて、先の分類基準に基づき共伴関係を見てきたわけだが、次にその変遷について考えてみたい。

まず、全体的な流れを捉えてみよう。印手式は従来より甕形土器主体の文化であると言われてるように、壺形土器をはじめとする他器種の土器は極めて少ない状況である。ここで重要

なのは、甕形土器以外の器種について、印手式全期を通じて一様に少ない状況であるのか、あるいはしだいに衰退したものなのか、あるいはしだいに分化し発展したものなのか、ということである。これは出現期及び終末期の問題にも関与することであるが、わずかながらも器種の分化が進み、発展したものであると捉えておきたい。器形のみならず、文様構成上からも附加条縄文の分析結果が示すごとくに、弥生式土器の中でも比較的新しい様相を呈していると考えられるからである。また、五領式期に至って急速に器種の分化が進むが、その前段階としての状況も看取できると考えている。

以上の前提を基に考えていくことにする。

第1段階としては、甕形土器Ⅰ、Ⅱ類が挙げられる。他器種との共伴関係が認められないことから、器種の分化がほとんどなく、まさに甕形土器主体の時期と言える。

第2段階としては、甕形土器Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ類、壺形土器Ⅱ類、鉢形土器Ⅲ類が挙げられるが、壺、鉢形土器は量的に少なく、器種の分化がまだあまり進んでいない時期である。甕形土器に附加条縄文が認められず、代って壺、鉢形土器に附加条縄文が認められる。特に壺形土器に認められるのは附加条縄文C₂種であり、先の分析により南関東の影響が強い性格のものである。また、甕形土器については胴部の装飾性がしだいに薄れてきた段階とすることができ、甕形土器Ⅲ類についてもこの系統上で考えている。従来この類に関しては、南関東久ヶ原・弥生町式の系統に捉えられ、その中でも古式に位置づけられることから、Ⅲ類からⅠ、Ⅱ類への変遷がほぼ疑いなく考えられていたが、これは逆転する方向で考えてみたい。例えば、権現後遺跡D115号遺構出土例を見るならば、器形的には明らかに印手式として捉えられるが、北関東の附加条縄文を導入することに印手式の最大の特徴の一つが認められるならば、その古式段階に器形のみ南関東から逸脱し、北関東の文様的要素を取り入れなかったという捉え方には疑問を感じざるを得ない。また、Ⅲ類からⅠ、Ⅱ類への変遷が可能ならば、南関東的要素が強いものから北関東的要素が強いものへと変化する状況が考えられるが、今回の分析によればこの状況はむしろ逆転するものである。従って、久ヶ原・弥生町式に見られる同形態の甕形土器とはやはり別系統として扱う必要があると考える。ただ、Ⅳ類とⅤ類の関係と同様に、久ヶ原・弥生町式と同類型の甕形土器との区分が曖昧な例も見受けられるが、やはり現時点ではⅣ類とⅤ類における場合と同様に胴部の形態に相違点を見い出したい。今後、他遺跡を含めた検討において、さらに充実した区分基準が判明してくるものと期待したい。

第3段階としては、甕形土器Ⅶ、Ⅷ、Ⅹ類、壺形土器Ⅳ類、鉢形土器Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ類、高坏形土器Ⅱ、Ⅲ類が挙げられ、器種の分化が進んできたと同時に、各器種においても多様化してきた時期である。甕形土器においては附加条縄文B種、S字状結節文、羽状縄文など新出的要素が認められる。これらは文様構成上壺形土器を中心とする器種において持たれる手法であり、

文様構成上に限って言うならば、「甕形土器の壺系統への変遷」として捉えることが可能であるかも知れない。しかしながら、それを直ちに機能的な面に移行することはむしろ難しく、これらの土器にススの付着など二次焼成の痕跡が認められることから、少なくとも煮沸機能を有していたことが窺い知れよう。また、これらの文様構成は甕形土器のみでなく、鉢、高坏形土器にも認められることから、むしろ文様構成上器種の区別が無くなった段階として捉えるべきであると考えられる。なお、1例だけだが胴部に附加条縄文B種を施す甕形土器I類が存在する（権現後遺跡D155号遺構）。I類は第1段階に属するタイプであるが、文様構成上新出的であり、共伴遺物などからもこの段階として差し支えないと考えている。従って、甕形土器I類については一部この段階まで残るものと考えられる。

以上、印手式土器の変遷について3段階に捉えたが、これは五領式土器の混入状況とも一致するものである。

ここでもう一度、各段階の様相を南関東地方との併行関係について触れながら、整理しておきたい。

(第1段階) 甕形土器主体の時期で、南関東的要素（口縁部輪積痕）と北関東的要素（胴部縄文帯）の合体が認められる段階。輪積痕の特徴により、久ヶ原・弥生町式の古手に併行する時期として捉えたい。

(第2段階) 甕形土器に加えて、壺、鉢形土器が見られ、甕形土器はむしろ北関東の影響が薄れ、壺、鉢形土器については文様構成上南関東の影響が強い段階。南関東の強い影響は甕形土器V類についても考えられ、久ヶ原・弥生町式の甕形土器に見られる輪積痕が数段から一段へと変化した時期に併行する時期として捉えたい。

(第3段階) 器種の分化、多用化が進展した段階で、文様構成上は器種による区別が無くなった段階。網目様の文様構成あるいは多量の五領式土器の混入などから、五領式期直前、弥生時代最終末に捉えたい。

さて最後に、南関東久ヶ原・弥生町式とした甕形土器IV類のセットについての編年的位置である。土器の様相を見る限り、明らかに印手式とは異なる集団であり、印手式との関連性において編年的位置を示すことは困難であると言わざるを得ない。ただ、平底の甕形土器が主体を成す当地方において脚台付のものが共伴していること、五領式土器の混入が認められることなどから、五領式期に極めて近い時期であると言えよう。従って、先に分析した印手式第3段階にほぼ併行する時期として捉えておきたい。

弥生時代最終末期に同一台地上において異なる土器様相を展開する2つの文化が共存することは、まさしく五領式期への息吹を感じるものであり、印手式第2段階に南関東の影響を強く受け初め、第3段階に至ってその様相がより強く現われてきた状況と一致してこよう。

5. 集落の変遷

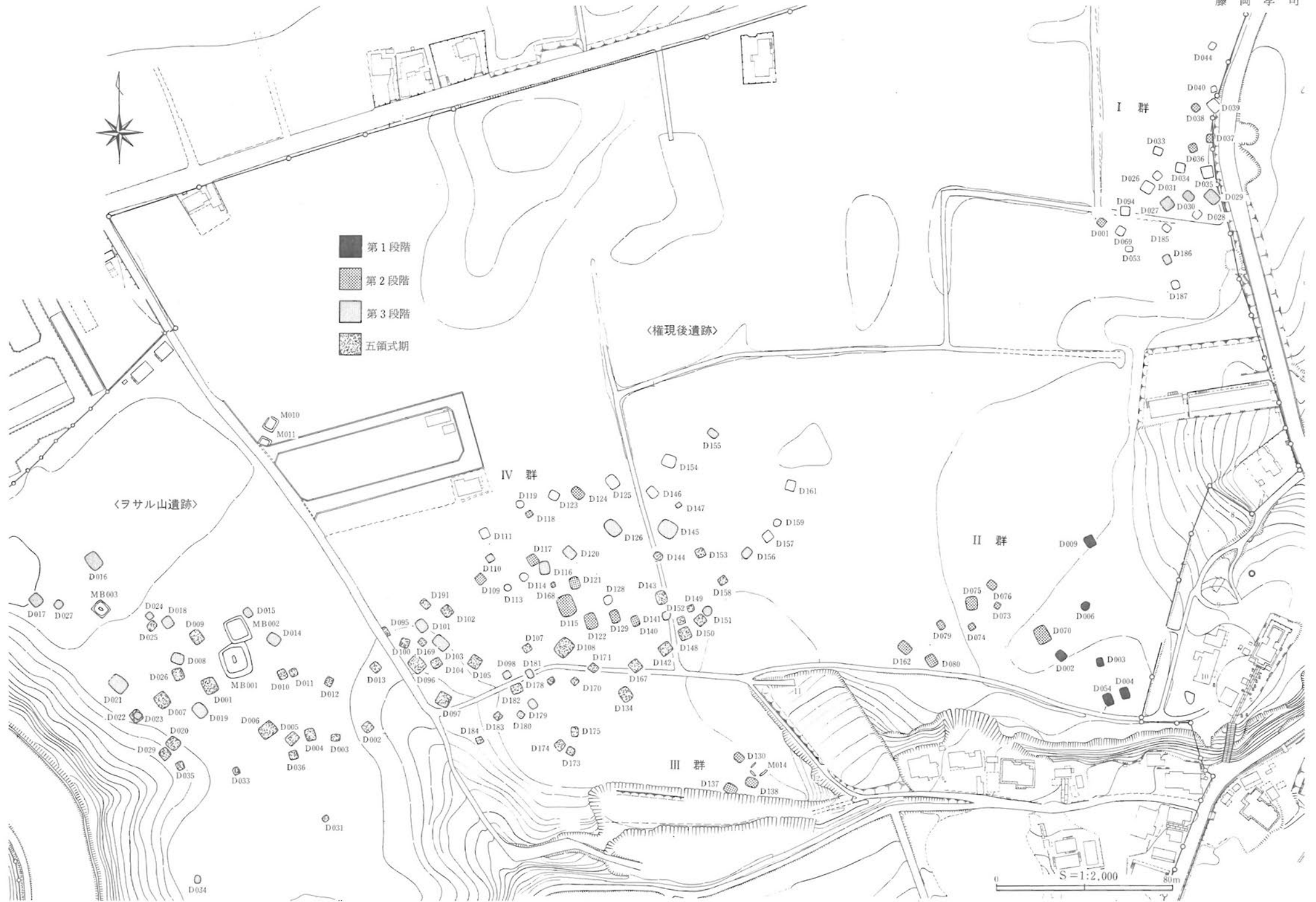
さて、これまで土器の様相についてみてきたわけだが、これらの成果は集落に環元されてこそ意味を成してくるものである。そこで、先に行った土器様相の分析を基に、当台地上における弥生時代後期の集落の分析を試みてみたい。なお、権現後、ヲサル山遺跡では平面的な側面から数カ所の遺構群として捉えることが可能であり、集落の性格、時期を考える上においても無視できないものと考えられるので、この遺構群に則した形で分析していきたい。弥生時代後期に属するものは権現後遺跡第Ⅰ群、第Ⅱ群、第Ⅲ群、第Ⅳ群A、ヲサル山遺跡第Ⅰ群で、古墳時代初頭に属するものは権現後遺跡第Ⅳ群B、第Ⅴ群、ヲサル山遺跡第Ⅱ群であるが、今回対象とする時期は弥生時代後期である。

また、遺物の出土がほとんど見られない住居跡も少なくなく、遺構の配置状況、五領式をはじめとする他時期の土器の混入状況などからも出来る限り検討を加えるつもりである。

第1段階の住居群は印手式文化に属するもので、権現後遺跡第Ⅱ群に認められ、D002、D003、D004、D006、D009、D054号遺構の6軒が比定される。住居跡の平面形態、構造において2大別でき、1つは楕円形に近い隅丸長方形を呈し柱穴を有するタイプ、1つはやや小形で円形に近い隅丸方形を呈し柱穴を有しないタイプである。台地南側縁辺部に立地しており、小規模な集落を形成している段階と言える。

第2段階の住居群もまた印手式文化に属するもので、権現後遺跡第Ⅰ群D001、D036、D037、D038号遺構の4軒、同第Ⅱ群D070、D073、D074、D075、D076、D079、D080、D162号遺構の8軒、同第Ⅲ群D130、D137、D138号遺構の3軒、同第Ⅳ群A D109、D115、D117、D118、D121、D122、D124、D129、D140、D168号遺構の10軒の計25軒である。また、この他権現後遺跡第Ⅰ群、第Ⅳ群Aにおいてこの段階に属する可能性を有している住居群が存在するが、遺物、遺構の配置状況などの検討によっても断定できないため、以下に別記するに留めておく。第Ⅰ群ではD026、D028、D031、D033、D039、D040、D044、D053、D069、D094、D185、D186、D187号遺構の12軒、第Ⅳ群AではD111、D113、D114、D119、D123、D125、D128、D146、D154、D157、D159、D161号遺構の12軒である。

まず第Ⅰ群については、立地的にも他とまったく状況を異としており、台地東側縁辺部に集落を形成している。これは生活形態（生活手段など）の違いあるいは集落を形成している集団の違いなどに要因を求めることができると考えられるが、総じて遺物が少なく、十分な検討に堪えうる資料に欠く。ただ、次段階に考えている南関東久ヶ原・弥生町式期の住居群が第Ⅰ群に位置しており、これとの関連性が大いに考えられるところである。住居跡の平面形態は隅丸方形あるいは円形を呈しており、柱穴は有していない。全体に簡素な住居群と言える。



第5図 後期弥生集落の変遷

第Ⅱ、Ⅲ群はその間に後世の大規模な山砂採集の跡が見られ、本来1群として成立していたと考えられるものである。第1段階の住居群と立地を同一とし、隣接する地に集落を形成している。住居跡の平面形態、構造についても第1段階と同様な様相を呈しており、2大別できる。大形で楕円形に近い隅丸長方形を呈し柱穴を有するタイプと、小形で隅丸方形を呈し柱穴を有しないタイプである。立地面、住居構造面などにおいて、最も第1段階に近い状況を呈していると言える。

第Ⅳ群Aについては、住居跡の平面形態、構造については第Ⅱ、Ⅲ群で見られる2つのタイプが存在しているが、先に挙げた第2段階に属する可能性のある住居跡を加味したとしても、楕円形に近い隅丸長方形を呈し柱穴を有するタイプの住居跡が優位に立っている。また、その中でもD115号遺構のような極端に大形の住居が存在するが、これは第3段階の状況に類似するものと言える。

第2段階は、集落規模が拡大したと同時に、広範囲にわたって拡散した段階として捉えられよう。また、拡散した各群については、各々様相を異にした状況を看取することができた。

第3段階の住居群は、印手式文化に属する権現後遺跡第Ⅳ群A D098、D101、D103、D110、D116、D120、D126、D141、D145、D147、D151、D155、D156、D179、D181号遺構の15軒、ヲサル山遺跡第Ⅰ群D008、D014、D015、D016、D017、D018、D019、D021、D023、D024、D027、D034号遺構の12軒の計27軒と、久ヶ原・弥生町式文化に属する権現後遺跡第Ⅰ群D027、D029、D030、D186号遺構の4軒である。その他、第2段階においてもその段階に属する可能性がある住居群として列記しておいたが、それら第Ⅰ群、第Ⅳ群Aの住居群についてはまた、それぞれ第3段階の久ヶ原・弥生町式文化、印手式文化に属する可能性もあることを付記しておく。

印手式文化に属する住居群は権現後遺跡とヲサル山遺跡に分かれるが、先述しているとおりの同一台地上に連続する遺跡であり、住居群の状況からも同一集落として捉えられるものである。従って、1群より成る集落と言えるが、かなり拡散的な状況を呈しており、この点に関しては第2段階までとは異なった様相を呈していると言えよう。住居跡の平面形態、構造については従来からの様相を受け継いだものだが、第2段階の第Ⅳ群Aで見られたように、柱穴を有するタイプが優位に立っている。また、第2段階の第Ⅳ群Aと同様に権現後遺跡D126、D145号遺構のような極端に大形の住居が存在する反面、権現後遺跡D098号遺構、ヲサル山遺跡D023号遺構のような小形で柱穴を有する住居跡も存在する。しかも、それらは隅丸方形の平面形を呈しており、次に連続する五領式期に類似する様相が窺われる。なお、五領式期の住居群と立地をまったく同一としていることから、五領式期への連続性が看取される。

久ヶ原・弥生町式文化に属する住居群は明確なものは4軒のみであるが、先に挙げた可能性

のある住居群の他、当住居群が調査区域最東端に位置することからさらに東へ集落が展開することはまず間違いないところである。従って、集落の一部を検出したに過ぎず、規模に関しては現在のところ不明と言わざるを得ない。住居跡の平面形態はむしろ隅丸方形に近いものであり、新出的要素が窺われる。また、いずれも柱穴を有するタイプであるが、可能性のある住居跡群として挙げたものはいずれも柱穴を有していないタイプであり、この傾向が即住居群全体に当てはまるものなのか断定し難いところである。しかしながら、柱穴を有するタイプが優位に立つ可能性が大きいことは指摘できよう。

以上、各段階における集落の様相を、遺構群に則した形で分析してみたが、最後に各段階の様相について、集落の変遷を捉える形でまとめておく。

(第1段階) 印手式文化に属するもので、小規模な集落が展開する段階。

(第2段階) 印手式文化に属するもので、集落の拡大と拡散が認められる段階。第1段階からの連続性が顕著な群、第3段階印手式文化の集落への連続性が認められる群、第3段階久ヶ原・弥生町式文化の集落への連続性が認められる群、以上3つの小群から集落を形成している段階である。

(第3段階) 印手式文化に属する集落と久ヶ原・弥生町式文化に属する集落の2系統が存在する段階。

この3段階にわたる集落の変遷を、住居跡の規模、平面形態、構造からみると、柱穴を有するタイプがしだいに主流となっていくと同時に、まず大形住居が出現し、やがて特定の大形住居に加えて(柱穴を有する)小形住居も出現してくる状況を捉えることができる。形態的にも最終段階では整形化した隅丸方形を呈するタイプが出現し初め、五領式期出現前夜の様相が看取されよう。

五領式期に至ると方形周溝墓が出現(内部主体を持ち、鉄釧、勾玉、小玉などを副葬品とするものもある)し、階層分化が顕著化してくるが、弥生時代後期の集落の変遷の中で階層分化が徐々に発展、表面化してきているものと考えている。

6. まとめ

八千代市権現後、ヲサル山遺跡における土器の様相をまとめ、集落の変遷について分析してきたが、これまで述べてきたことを最後の締めくくりとして簡単にまとめておきたい。

土器に関しては、印手式、南関東久ヶ原・弥生町式、北関東長岡式などが混在する状況が認められたが、型式認定における誤認、混乱を避けるため、まず出土土器全体にわたる分類を行った。甕形土器10類、壺形土器4類、広口壺形土器1類、鉢形土器4類、高坏形土器3類に分

類し、その共伴関係を捉えることによって、土器様相の展開を把握しようとするものである。この試みによって、少なくとも当遺跡における各型式混在の状況は整理されたものとする。また、併せて附加条縄文の分析からその系譜を考え、各型式間の影響及び展開について言及したつもりである。附加条縄文A種及びC₁種はこれまでも常に注目されてきているところであるが、むしろ今回取り上げたB種及びC₂種について、今後充分に注目していく必要があると考えている。

集落については、土器の分析に基づいて検討を加えたが、各段階における集落の拡大、拡散及び集合の状況が把握できたものとする。こうした状況は、すなわち集団の拡散、集合として置き換えることが可能であると考えられ、土器型式混在の状況と一致してくるものである。また、住居跡の規模、構造などにおいて、五領式期における方形周溝墓の出現にみるような階層分化については、すでに弥生時代終末期に表面化し始めていたことが明白となってきた。

こうして土器と集落の相方の検討により、相互に検証し合う結果となり、ここで進めてきた分析をより確実に近いものにしたと考えたい。

7. おわりに

「—— 一形態」という題目が示すとおり、当地方におけるほんの一集落を分析したに過ぎない。最初に述べたように、印手式文化解明のための基礎的作業の一つであり、この分析結果が即当地方の弥生後期文化全体に当てはまるものとも限らないし、一つの文化圏における小地域性として捉えられるものかも知れない。特に、個々の土器の捉え方についても特自の見解を示し、従って編年観も従来のものとは異なり、時には逆転しているものもある。^(註26)

従来、当地方における弥生後期文化の研究は、土器研究に終始していたと言っても過言ではない。これは、当該期の大規模集落の調査が少なかったことにも起因すると考えられるが、集落から孤立した土器研究は有り得ず、近年徐々に資料が増加してきた現状において、そろそろ従来のように単に個別の土器を組み合わす杭上の作業によるような研究に終止符を打ち、集落に立脚する形で検討を加えていかななくてはならないと痛感している。

今後さらに他遺跡での分析及び遺跡間の比較検討を行っていきたいと考えている。また、権現後、ヲサル山遺跡では後期弥生集落に連続する五領式期の集落も大規模に展開しており、今回の後期弥生集落の分析に引き続いて早急に検討する必要がある問題である。

以上、浅学ゆえの誤認も多々あるものと思う。今後残された課題も多く、また早急に検討していかななくてはならない問題もある。先学諸氏の御叱正、御教示を賜わることができれば幸いです。

註

- 1 熊野正也 1978 「佐倉市・臼井南遺跡出土の後期弥生式土器の意味するもの」『MUSEUM ちば』第9号
千葉県博物館協会
- 2 深沢克友 1978 「房総地方弥生後期文化の様相」『研究紀要3』 千葉県文化財センター
- 3 田村言行 1979 「弥生時代後期の江原台」『江原台』 江原台第1遺跡発掘調査団
- 4 a 柿沼修平他 1984 『大崎台遺跡発掘調査概報』 大崎台B地区遺跡調査会
b 柿沼修平他 1985 『大崎台遺跡発掘調査報告I』 佐倉市B地区遺跡調査会
- 5 大沢 孝他 1986 『平賀』 平賀遺跡群発掘調査会
- 6 橋口定志他 1983 『あじき台遺跡』 あじき台遺跡調査団
- 7 加藤修司他 1984 『八千代市権現後遺跡』 千葉県文化財センター
- 8 筆者らが昭和56、57年度に調査を実施し、昭和59年度に整理作業が終了している。1986年3月に刊行の予定である。
- 9 弥生時代後期における南関東地方の土器編年は、今や混沌とした状況であり、従来言われてきた久ヶ原式から弥生町式への変遷に疑問が投げかけられている。この点に関しては今回言及するつもりはなく、便宜的に久ヶ原・弥生町式としておきたい。
- 10 a 古内 茂 1974 「房総における北関東系土器の出現と展開」『ふさ』第5・6合併号 ふさの会
b 柿沼修平 1974 「印旛沼周辺地域の弥生時代遺跡」『なわ』第13号
- 11 柿沼修平、大沢 孝他 1985 「房総弥生式土器の研究—研究編一」『日本考古学研究所集報VII』 日本考古学研究所
- 12 大沢 孝 1983 「下総地方における北関東系土器と称される後期弥生式土器について」『史館』第14号
- 13 浜田晋介 1983 「印旛沼周辺地域に於ける弥生時代後期の様相」『物質文化』41
- 14 加藤修司 1983 「「印手式」予察」『研究連絡誌』第4号 千葉県文化財センター
- 15 註3に同じ
- 16 壺形土器に多く、胴部にヘラ描文を施すもの、山形沈線文と附加条縄文(後述するところのB種に当てはまるもの)を施すものなどがある。前者は権現後遺跡D070号遺構に、後者はヲサル山遺跡D008号遺構に見られるもので、特に後者は網目様燃系文と附加条縄文(B種)の違いを除くと、久ヶ原・弥生町式と同一であり、誠に興味深い資料である。
- 17 比田井克仁 1985 「弥生時代高坏考—南関東地方を理解するために」『古代探叢II』 早稲田大学出版部
- 18 今回取り上げた権現後遺跡についても、筆者が再度全ての遺物について確認した結果、若干の誤認があったため、ここで訂正しておきたい。A種となるものはD003-2、D004A-8、D009-2、D075-1、D075-3、D076-3、D121-7、D129-4、D145-2、B種となるものはD098-6、D122-10、D146-4、D146-6、D155-2、C種となるものはD001-3、D002-3、D109-6、D117-3である。
- 19 註3に同じ
- 20 註3の文献の他、山内清男 1979 『日本先史土器の縄文』、佐原 真 1981 「特論—縄文施文法入門」『縄文土器大成 3 後期』、を参考にした。
- 21 関根孝夫 1976 「網目様燃系文のある後期弥生土器について」『MUSEUM ちば』第7号

- 22 井上義安他 1973 『茨城県大洗町長峯遺跡』 大洗町教育委員会
- 23 註3に同じ
- 24 海老沢稔 1980 「茨城県南地域における長岡式・長岡式以降の展開と問題点（上）」『婆良岐考古』第2号
- 25 註3及び註10に同じ
- 26 ここでは、田村言行氏及び大沢 孝氏の編年観を指している。

(千葉県文化財センター調査部)